

白山公園駐車場使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び新潟市都市公園条例施行規則第 1 3 条の規定に基づき、白山公園駐車場使用料の徴収事務を委託したので、同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

記

- 1 徴収事務受託者
公益財団法人新潟市開発公社
- 2 徴収事務を行う場所
白山公園駐車場
新潟市中央区一番堀通町 1 番町 2
- 3 徴収事務委託の期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日